

**認可外保育施設を開設されている方へ**

児童福祉法施行規則の一部が改正され、認可外保育施設の手続きに変更がありますので、お知らせします。

＊詳細は、平成31年4月5日付子発0405第2号　厚生労働省子ども家庭局長通知をご覧ください。

**事業所内保育施設の届出対象化**

○すべての事業所内保育が届出対象となりましたので、裏面に記載の担当課への届出（様式有）を
お願いします。

○令和元年7月1日時点で設置をしている施設は、9月30日までに届出をしてください（通常の開設の場合は、事業の開始の日から1月以内に届出）。

○児童福祉法施行規則の改正の施行日は7月1日ですが、施行前でも届出ができますので、順次、提出してください。

**掲示事項の追加**

○認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられています。

○下記の掲示事項のうち、**太字部分が追加されました**ので、利用料等に変更がある場合は、掲示するとともに、保護者に対して、変更の内容及びその理由について通知及び直接の説明をお願いします（平成31年4月1日施行）。

○掲示の対象となるサービス内容や利用料等の変更は、平成31年4月1日以降の変更です（平成31年4月1日以前におこなった変更の場合は不要）。

▼掲示事項

＜児童福祉法第59 条の２の２＞

一　設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

二　建物その他の設備の規模及び構造

＜児童福祉法施行規則第49 条の５＞

一　施設の名称及び所在地

二　事業を開始した年月日

三　開所している時間

四　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
**並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由**

五　入所定員

六　保育士その他の職員の配置数又はその予定

七　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

八　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

九　緊急時等における対応方法

十　非常災害対策

十一　虐待の防止のための措置に関する事項

**担当課及び問合わせ先**

施設の所在地によって担当課及び問合せ先が異なりますので、下表を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の所在地 | 担当課及び問合わせ先 |
| 大東市、四條畷市、交野市 | 大阪府 福祉部子ども室子育て支援課 認定こども園・保育グループ／06-6944-6678 |
| 大阪市 | 保育企画課／06-6208-8114（直） |
| 堺市 | 幼保推進課／072-233-1101（代） |
| 高槻市 | 保育幼稚園総務課／072-674-7111（代） |
| 東大阪市 | 施設指導課／06-4309-3000（代） |
| 豊中市 | こども政策課／06-6858-5050（代） |
| 枚方市 | 子育て事業課／072-841-1221（代） |
| 池田市、箕面市、豊能町能勢町 | 広域幼児育成課（子ども未来創造局幼児教育保育室）／072-724-6737　 |
| 吹田市 | 福祉指導監査室／06-6155-8719（直通） |
| 茨木市 | 保育幼稚園総務課／072-622-8121（代） |
| 摂津市 | こども教育課／06-6383-1111（代） |
| 島本町 | 教育委員会事務局教育こども部子育て支援課／ 075-962-7461 |
| 守口市 | こども政策課／06-6992-1221（代） |
| 寝屋川市 | 保育課／072-812-2552 |
| 門真市 | こども政策課／06-6902-1231（代） |
| 八尾市 | 福祉指導監査課／072-991-3881（代） |
| 柏原市 | 福祉指導監査課／072-972-1501（代） |
| 松原市 | 福祉指導課／072‐334‐1550（代） |
| 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町千早赤阪村 | 広域福祉課／0721-20-1199 |
| 羽曳野市 | こども未来室こども課／072-958-1111（代） |
| 藤井寺市 | 法人指導課／072-939-1111（代） |
| 岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町 | 広域事業者指導課／ 072-493-6131 |
| 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 | 広域福祉課／072-493-2023 |



福祉部子ども室子育て支援課

〒　540-8570　大阪市中央区大手前2丁目

**🔍　検索**

TEL　06‐6941‐0351　内線6678／FAX　06‐6944‐3052

大阪府　認可外保育施設